

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年5月29日	
【会社名】	アクセルマーク株式会社	
【英訳名】	AXEL MARK INC.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松川 裕史	
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町一丁目32番2号	
【電話番号】	03-5354-3351	
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 村上 嘉浩	
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町一丁目32番2号	
【電話番号】	03-5354-3351	
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 村上 嘉浩	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	900,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	45,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当増資」といい、本第三者割当増資により発行される新株式を「本新株式」といいます。）については、2026年5月29日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において発行を決議しております。
2. 当社は、割当予定先である株式会社コンヴァノ（以下「割当予定先」といいます。）との間で、2026年5月29日付で第三者割当株式引受契約（以下「本株式引受契約」といいます。）を締結する予定です。本株式引受契約上、割当予定先による本第三者割当増資の払込みは、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること、及び本取締役会において招集することを決議した2026年7月2日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本第三者割当増資による大規模な希薄化、東京証券取引所の有価証券上場規程（以下「上場規程」といいます。）第2条第42号の2に定める支配株主（以下「支配株主」といいます。）の異動を伴う第三者割当及び有利発行（本新株式の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。）が承認されることを条件（以下「本件前提条件」と総称します。）としております。
3. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	45,000,000株	900,000,000	450,000,000
一般募集			
計（総発行株式）	45,000,000株	900,000,000	450,000,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」といいます。）上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は450,000,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
20	10	100株	2026年7月2日（木）		2026年7月2日（木）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
2. 発行価額は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに当該株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
アクセルマーク株式会社 経営管理部	東京都中野区本町一丁目32番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 新宿中央支店	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
900,000,000	33,000,000	867,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額は、届出書作成支援費用（80万円）、株式事務手数料、第三者算定機関に対する株式価値算定報酬（170万円）、株主総会開催費用（1,320万円）、登記関連費用（330万円）、その他本件の実行に付随して発生する諸費用（1,400万円）の合計額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
運転資金	35	2026年7月～2026年9月
ヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金	832	2026年10月～2028年12月
合計	867	

(注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金として保管する予定であります。

2. 上記のうち、M&A関連資金（790百万円想定）の全部又は一部について、本戦略（以下に定義します。以下同様です。）の進捗状況及び個別M&Aの実行可能性に応じて充当できなかった場合には、当該未充当部分の全額を、ヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金（人材採用・育成費用、グループ共通機能のシステム投資、当社既存事業のコスト構造改革費用等）に充当する方針であります。なお、資金使途の重要な変更（特に、ヘルスケア領域以外の用途への充当）が生じる場合には、金商法上の開示義務及び上場規程上の適時開示義務に基づき、速やかに開示いたします。

3. 当社は、本取締役会決議日付で、割当予定先を貸付人とする融資極度額30億円のコミットメント型タームローン・ファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といい、同契約により設定される融資枠を「本ファシリティ」といいます。）を締結することを決議しており、本第三者割当増資（払込金額の総額9億円）と本ファシリティ契約（融資極度額30億円）は、当社と割当予定先との間の一連の協議及び合意に基づき、合計39億円規模の一体不可分の資金調達枠組み（以下「本資金調達パッケージ」といいます。）として提供されるものであります。

本第三者割当増資により調達する手取金の使途の具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

運転資金

当社グループは、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。また、当連結会計年度においても、売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失を計上したことから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況の中、当社グループにおいては、手元資金が減少しております。そのため、今期（2026年9月期）の運転資金として35百万円を充当する予定であります。

なお、来期（2027年9月期）以降に関しては、本資金調達パッケージに含まれる本ファシリティ契約（融資極度額30億円）を活用し、必要に応じて充足してまいります。

ヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由 (b) ヘルスケア事業の本格的推進による早期黒字化戦略」記載の当社の早期黒字化戦略を実行するための資金として、ヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金として832百万円を充当する予定であります。当社は、本資金を、M&Aと事業投資とを一体として位置付けた上で、本戦略の実行における個別の進捗状況に応じて機動的に配分することを企図しております。

資金使途の想定内訳は、以下のとおりであります。もっとも、当社は、個別のM&Aの実行時期・規模・条件、並びに取得後のPMI及び事業統合の進捗状況により、下記の各項目への実際の配分額が変動することを見込んでおります。各項目間の配分は、事後的な当社取締役会決議を経て調整する方針であります。

(ア) M&A関連資金

高い収益性を有するヘルスケア系事業会社の株式取得資金、及び当該取得に付随して発生する費用（デュー・ディリジェンス費用、財務・税務・法務アドバイザー費用等）として、790百万円を想定しております。

(イ) ヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金

ヘルスケア事業に係る人材採用費用として20百万円、取得対象会社の経営統合に係るPMI関連費用として10百万円、業務効率化を目的としたシステム投資費用として2百万円、既存事業の収益基盤強化を目的としたコスト構造改革費用として10百万円を想定しております。

個別の取得対象会社の選定及び交渉状況については、現時点において、当社は割当予定先との間で秘密保持契約を締結の上、ヘルスケア領域を中心とした複数の候補先に関する提案を受けております。もっとも、現時点では具体的な対象会社は確定しておらず、対象会社との間で取得条件に関する具体的な交渉やデュー・ディリジェンス等を実施している段階には至っておりません。また、提案を受けている候補先に関する情報につきましては、秘密保持義務の遵守の観点から、具体的な会社名等の開示は差し控えていただきます。なお、今後、具体的な取得対象会社の選定及び取得に関する最終合意に至った段階において、金商法上の開示義務及び上場規程上の適時開示義務に基づき、適時かつ適切に開示いたします。

1 資金使途の柔軟性を確保する必要性

当社は、本第三者割当増資により調達する資金の使途を、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由 (b) ヘルスケア事業の本格的推進による早期黒字化戦略」記載のとおり、「ヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金」として一体的に管理し、個別項目間の資金配分については、本戦略の進捗状況に応じて機動的に調整する方針であります。資金使途の柔軟性を確保する必要性は、以下の「ないし」に記載の事情に基づくものであります。

個別M&Aの実行時期・規模・条件の不確定性

個別のM&Aは、対象会社のオーナー等との間における継続的な交渉、デュー・ディリジェンスの結果、並びに取得対象会社の事業環境の変化等により、最終的な実行時期、取得規模、及び取得条件（取得割合・取得価額等）が流動的に変動する性質のものであります。したがって、事前に特定の案件ごとに資金を配分することは、実務上適切ではなく、戦略実行の機動性をかえって阻害するおそれがあります。

M&Aと事業投資の相互補完性

M&Aと事業投資（PMI、人材、システム、運転資金、コスト構造改革）は、本戦略の実行上、相互に補完関係にあります。例えば、M&A対象会社の拡大規模が想定を上回る場合には、PMI関連費用及び運転資金の追加的な配分が必要となり、逆に、M&Aの実行が一時的に遅延する場合には、先行する事業投資（システム投資、人材採用等）への資金配分を優先することが合理的となります。このような相互補完性に柔軟に対応するためには、M&A資金と事業投資資金を一体として管理することが必要不可欠であります。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の早期解消及び上場維持基準（時価総額基準）への適合に向けた機動的対応の必要性

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由 (a) 当社を取り巻く事業環境及び経営課題 東京証券取引所グロース市場の上場維持基準（時価総額基準）への不適合状況」に記載のとおり、当社は、改善期間満了日（2026年9月末日）までに上場維持基準（時価総額基準）への適合を実現する必要があり、また、継続企業の前提に関する重要な不確実性を早期に解消する必要があります。資金使用を過度に細分化することは、戦略実行の機動性を阻害し、かえって当社の早期黒字化及び上場維持の実現を困難化するおそれがあります。

2 資金使途の管理・報告体制

当社は、本第三者割当増資により調達する資金の使途の合理性を確保するため、以下の「ないし」に記載する管理・報告体制を構築の上、本件を実行いたします。

資金使途の内部管理体制

当社は、本第三者割当増資により調達する資金について、当社内に独立した管理勘定を設置の上、他の一般資金と区分して管理いたします。本資金の具体的な支出決定は、当社取締役会において、個別の案件ごとに審議・承認を行うものとし、一定金額を超える支出については、当社取締役会決議を要するものとする社内規程を整備いたします。

監査等委員会及び取締役会による継続的モニタリング

当社は、本件実行後における本資金の使途の適切性を継続的に確保するため、当社の監査等委員会（その構成員は全て独立社外取締役である監査等委員から構成されます。）及び取締役会に対し、本資金の使途に関する四半期毎の報告を行い、その適切性に関する意見を継続的に取得することといたします。具体的には、(ア)各四半期末を基準として、本資金の支出実績、残高及び使途別の進捗状況に関する報告書を作成のうえ、監査等委員会及び取締役会に対して提出し、(イ)監査等委員会は、当該報告内容の適切性について審議のうえ、必要に応じて取締役会に対して意見を表明することといたします。当該モニタリング体制は、当社のコーポレート・ガバナンス体制の枠組みの中で、本資金の使途の継続的な適切性を確保するための重要な内部統制機能として位置付けられるものであります。

個別M&Aに係る適時開示

当社が個別の対象会社の取得（株式取得・持分取得を含み、基本合意書等の締結を通じて取得を事実上決定した場合を含みます。）について決定した場合には、当社は、上場規程第402条第1号に定める適時開示義務に基づき、取得対象会社の概要、取得価額、取得割合、本資金との関係等を、適時かつ適切に開示いたします。

(注) 1. 本第三者割当増資により調達する資金に加え、本ファシリティに基づき借入れる資金についても、ヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金に充当する予定であります。本ファシリティの資金使途の詳細は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 コミットメント型チームローン・ファシリティ契約の締結」に記載のとおりであります。

2. 上記「ヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金」に記載の想定内訳の各項目への配分額は、個別のM&A及び事業投資の進捗状況に応じて変動する可能性があります。資金使途の全体枠（「ヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金」）を超える使途変更、又は本資金の一部を全く異なる目的に充当する重要な変更が生じた場合には、当社は、金商法上の開示義務及び上場規程上の適時開示義務に基づき、速やかに開示いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

コミットメント型タームローン・ファシリティ契約の締結

1. 本ファシリティ契約締結の理由

前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、当社は、ヘルスケア事業の本格的推進による早期黒字化の実現のため、ヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金を、本第三者割当増資により調達する資金（9億円）に加えて、本ファシリティ契約により中長期的かつ安定的に確保することを企図しております。

本ファシリティ契約は、当社の本戦略に対する割当予定先の中長期的な支援意思の具体的表れとして提供されるものであり、当社の上場維持、継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、及び連結業績の早期黒字化の実現に資するものであります。

2. 本ファシリティ契約の概要

(1) 貸付人	株式会社コンヴァノ（東京証券取引所グロース市場 証券コード：6574）
(2) 借入人	アクセルマーク株式会社
(3) 契約形態	コミットメント型タームローン・ファシリティ
(4) 融資極度額	金3,000,000,000円（30億円） 但し、個別融資について返済がなされた場合、当該返済に相当する融資極度額は復活するものとします。
(5) 利率	年率2.0%（固定）
(6) 貸付実行可能期間	本ファシリティ契約締結日から5年間（自動更新条項あり）
(7) 個別貸付の実行方法	当社が、融資実行を希望する金額及び日付を指定した貸付実行請求書を貸付人に対して提出し、貸付実行の前提条件が充足された場合、貸付人は、当社が指定した日付において、当社に対して当該指定金額の貸付を実行します。当社が、本ファシリティ契約に基づき個別融資の実行を希望する場合、原則として、融資実行希望日の15営業日前までに、貸付人に対して、個別融資の金額、融資実行希望日、資金使途の概要（投資対象となるヘルスケア系事業会社の名称、取得予定株式数、取得予定価額等）、希望する弁済期限及びその他貸付人が合理的に要求する情報を記載した書面（電磁的方法を含む。）による借入請求を行います。 貸付人による個別融資の実行義務は、融資実行日において以下の(ア)ないし(カ)の各条件が全て充足されていることを条件とします。 (ア) 借入人の本ファシリティ契約に定める表明保証が、融資実行日において全て真実かつ正確であること (イ) 借入人に本ファシリティ契約に定める期限の利益喪失事由が発生していないこと (ウ) 借入請求に係る個別融資の金額が、本ファシリティ契約上の利用可能枠（融資枠30億円から既実行融資残高を控除した金額）の範囲内であること（1件あたりの最低借入金額は1,000万円。ただし、利用可能枠が1,000万円を下回る場合は、利用可能枠の全額とすることができるものとします。） (エ) 個別融資の資金使途が、本ファシリティ契約に定める範囲内であること (オ) 借入人が本ファシリティ契約に定める義務に重大な違反をしていないこと (カ) 貸付人が合理的に必要と認める資金使途、投資対象、財務状況その他の事項に関する確認及び精査が完了していること

(8) 個別貸付の期間	個別貸付の弁済期限は、各個別貸付の実行日から3年後の応当日を原則とし、当社及び割当先の合意により、最長5年後の応当日まで延長することができるものとします。
(9) 資金使途	ヘルスケア領域におけるM&A関連資金、ヘルスケア事業に関連する設備投資及び事業投資、ヘルスケア事業の運転資金及び借入人の既存事業の運転資金に充当します。
(10) 返済方法	個別貸付実行毎に、借入人及び貸付人間で別途合意する条件によるものとします。
(11) 担保・保証	個別融資を原資として取得したヘルスケア系事業会社の株式について、貸付人が請求した場合には、貸付人のために質権を設定します。
(12) 表明保証	当社は、本ファシリティ契約締結日及び各貸付実行日時点において、(ア)適法に設立され、有効に存在する株式会社であること、(イ)本契約の締結及び履行に必要な権限及び能力を有すること、(ウ)本契約の締結及び履行が当社の定款、取締役会決議その他の内部規則に違反しないこと、(エ)本契約の締結及び履行に必要な社内手続（取締役会の承認を含む。）が全て完了していること等について、貸付人に対して表明及び保証します。
(13) 誓約事項	当社は、本ファシリティ契約の有効期間中、(ア)四半期毎の財務状況の報告、(イ)法定開示書類の共有、(ウ)ヘルスケア事業に関して重大な悪影響を及ぼすおそれのある事象が発生した場合の報告等について、貸付人に対して誓約します。なお、本ファシリティ契約においては、当社の連結純資産額、連結自己資本比率、連結営業損益その他の財務指標に係る数値基準遵守義務（財務制限条項）は規定されておりません。
(14) 期限の利益喪失事由	(ア)破産、民事再生、会社更生等の法的倒産手続の開始申立て、(イ)電子交換所の取引停止処分、(ウ)本契約に基づく元本又は利息の支払の30日以上遅延、(エ)誓約事項の重大な違反、(オ)重要な行政処分その他本ファシリティ契約に定める事由が発生した場合等、借入人は期限の利益を喪失します。
(15) 契約締結日	2026年5月29日（本取締役会決議日であり、本臨時株主総会の招集決議の日と同日）
(16) 貸付実行可能となる日付	本ファシリティ契約は、その締結をもって効力を生じます。本ファシリティに基づく個別貸付の実行は、本ファシリティ契約に定める所定の前提条件の充足を条件とします。
(17) 準拠法及び管轄	準拠法：日本法 管轄：東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	株式会社コンヴァノ（英文名称：Convano Inc.）
本店の所在地	東京都渋谷区桜丘町22番14号 N．E．S．ビルS棟B3F （郵便番号：150-0031）
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第12期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月27日関東財務局長に提出 半期報告書 第13期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月13日関東財務局長に提出

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本有価証券届出書提出日（2026年5月29日）現在のものです。

(3) 割当予定先の選定理由

(a) 当社を取り巻く事業環境及び経営課題

当社の事業概要

(ア) 当社トレカ事業による、トレーディングカード旗艦実店舗「cardéria池袋店」及び「cardéria」公式ECサイトを通じたトレーディングカードの販売及び買取、並びに当社の完全子会社である株式会社crafty（2025年2月5日付で当社が完全子会社化）が運営する、ECオリパサービス「アイリストレカ」を通じたオンライン販売等を行うトレカ事業、(イ)国内の電子書籍業界及びゲーム関連業界等を主要顧客として、デジタル広告配信及び広告運用等を行う広告事業、及び(ウ)自社トータルビューティーケアブランド「4.7（ニアリーフォーセブン）」を中心とした美容・健康関連商品の企画及び販売等を行うビューティー＆ウェルネス事業（2026年9月期第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）における「その他事業」セグメント）の3つの報告セグメントから構成される事業を展開しております（後記 記載のとおり、当社グループは、2026年3月以降、本件に向けたグループ事業ポートフォリオの最適化（選択と集中）を進めており、その一環として、ウェルネスモアラボラトリーズ株式会社（以下「ウェルラボ社」といいます。）及びスパイラルセンス株式会社の各全株式を譲渡しております。）。

当社グループは、2025年10月30日付「新たな事業（ビューティー＆ウェルネス事業）の開始に関するお知らせ」記載のとおり、従来の「病気を発見・治療」を主眼とする狭義のヘルスケア事業を基盤とし、2025年10月期以降、その対象領域を「美と健康」全般に拡張する形で、新たにビューティー＆ウェルネス事業（広義のヘルスケア事業領域。以下、本書において、特に文脈上区別する必要がない限り、ビューティー＆ウェルネス事業及びこれと隣接する美容医療分野等を含めて「ヘルスケア事業」又は「ヘルスケア領域」と総称します。）を当社グループの主要な成長分野として位置付けております。本第三者割当増資を通じて調達する資金は、当該既存のビューティー＆ウェルネス事業（自社トータルビューティーケアブランド「4.7（ニアリーフォーセブン）」事業）の更なる拡大及び同事業と隣接する広義のヘルスケア領域全般（美容医療分野を含みます。）への戦略投資に充当する方針であり、本件は、当社が既に着手している事業領域の戦略的深化及び拡張のための成長投資として位置付けられるものであります。

なお、当社は、2025年10月30日付公表資料（暗号資産を活用した二軸型トレジャリー戦略の導入に関するお知らせ）及び2025年12月30日付の事業計画及び成長可能性に関する説明資料等において、暗号資産トレジャリー運用に関する方針を公表しておりますが、当該方針は、本第三者割当増資を通じて重点的に推進するヘルスケア領域の成長戦略（事業としての成長分野）とは異なり、これまでの方針に沿って、当社グループの手元流動資産のアロケーションに関する財務戦略の一部として実施するものであります。したがって、暗号資産トレジャリー運用は、本件を通じて調達する資金の充当対象である成長分野には含まれず、また、当社グループが事業として注力する成長領域を構成するものでもありません。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

当社グループは、従前から国内の電子書籍及びゲーム関連業界等を主要顧客とするデジタル広告配信事業（広告事業）を主力としてまいりましたが、同事業は、市場環境の変化、広告主の出稿意欲の低迷及び競争環境の激化の影響を受けて、収益性が継続的に低下しております。加えて、当社グループは、現下、事業構造の本格的な転換期にあり、トレカ事業及びビューティー＆ウェルネス事業をはじめとする新規事業の立ち上げに伴う先行投資、事業構造改革に伴う費用の計上、並びに連結子会社の整理に伴い特別損失の認識等の影響を受けております。これらを背景として、当社グループは、前連結会計年度（2025年9月期）において、重要な連結営業損失、連結経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。また、当中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）においても、連結売上高642百万円、連結営業損失303百万円、連結経常損失330百万円、及び親会社株主に帰属する中間純損失451百万円と、引き続き重要な営業損失等を計上しております（詳細は、直近四半期決算短信をご参照ください）。

これらの状況を背景として、当社は、2026年5月14日付で公表した直近四半期決算短信に係る中間連結財務諸表の注記事項として「継続企業の前提に関する注記」を記載するに至っており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、かつ、現時点においてかかる状況を解消し得る対応策（新株予約権の行使による資金調達等）の効果については一定の不確実性が認められることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨を併せて開示しております。当社取締役会は、かかる継続企業の前提に関する重要な不確実性を早期に解消し、連結業績の早期黒字化を実現することを、現下の最重要経営課題として位置付けております。

東京証券取引所グロース市場の上場維持基準（時価総額基準）への不適合状況

当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場しておりますが、同市場における上場維持基準のうち時価総額に係る基準（時価総額40億円以上）について、2025年9月末日を基準日とする判定において、当社の同日時点の時価総額は約23億円であり、同基準に適合しない状況にあります。

当社は、2023年12月27日付で、上場規程第501条に基づき、「上場維持基準の適合に向けた計画」（以下「本計画書」といいます。）を開示しております。本計画書については、当初、計画期間を2025年9月末日までと設定しておりましたが、当社は、2025年12月30日付で、本計画書に基づく進捗状況、並びに本計画書を更新し計画期間を2026年9月末日までに変更する旨を開示しており、現在、当社は同日（2026年9月末日）を改善期間の満了日とする改善期間中にあります（以下、当該変更後の改善期間満了日（2026年9月末日）を「改善期間満了日」といいます。）。基準日時点で当社が潜在株を保有しておらず、時価総額基準に適合していないときには、当該基準日時点で整理銘柄に指定されます。基準日時点で当社が潜在株を保有しており、2026年9月30日時点における2026年9月の潜在株の行使状況を考慮しない審査において時価総額基準に適合できなかった場合には、東京証券取引所より当該基準日時点で監理銘柄（確認中）に指定され、その後、2026年9月の潜在株の行使状況を考慮した審査の結果、時価総額基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定されます。既存株主の皆様は、当社株式の流動性の著しい低下、市場性の喪失、並びに株式価値の重大な毀損という、いずれも回復困難な経済的不利益を被るおそれがあります。

直近における事業基盤整備、グループ事業ポートフォリオの最適化及び資金調達の進捗

当社グループは、前記 記載のヘルスケア領域への成長戦略を推進するため、2025年下半年以降、以下の(ア)ないし(エ)に記載する事業基盤整備、グループ事業ポートフォリオの最適化（選択と集中）、並びに資金調達及び資本構成の整理に取り組んでおります。

(ア) ビューティー＆ウェルネス事業の立ち上げ及び自社ブランド事業の拡張

当社グループは、前記 記載のとおり、2025年10月30日付公表の「新たな事業（ビューティー＆ウェルネ

ス事業)の開始に関するお知らせ」に基づき、自社トータルビューティーケアブランド「4.7(ニアリーフォーセブン)」の立ち上げ及び公式オンラインストアでの販売開始によりビューティー&ウェルネス事業を新規に開始し、2025年12月9日には同ブランドにおける第二弾製品(次世代ボディミルク)の販売を開始することにより、自社ブランド事業の拡張を進めております。本件を通じて調達する資金は、当該既存事業基盤を起点として、これと隣接する広義のヘルスケア領域全般(美容医療分野を含みます。)への戦略投資に充当する方針であります。

(イ) グループ事業ポートフォリオの最適化(選択と集中)

当社グループは、本件の実行に先立ち、当社グループの経営資源を成長戦略の重点領域と位置付けるトレカ事業及びビューティー&ウェルネス事業に集中させることを目的として、2026年3月以降、以下の(a)及び(b)に記載するグループ事業ポートフォリオの最適化(連結子会社の異動)を実行しております。

(a) ウェルラボ社(健康食品・化粧品等の企画、製造、販売を主たる事業内容とする会社)の譲渡

当社は、2026年1月22日付当社取締役会決議に基づき、同年2月12日付でウェルラボ社の発行済株式の全てを取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。その後、同社の事業計画の詳細な精査を進める中で、当初想定していた成長の実現可能性については不確実性があることを認識するに至りました。当社は、かかる状況を踏まえ、ウェルラボ社の今後の事業展開、並びに当社グループの事業ポートフォリオ及び経営資源の配分方針の観点から総合的に検討した結果、2026年3月13日付で、ウェルラボ社の代表取締役(佐野雄大氏)に対してウェルラボ社の発行済株式の全てを譲渡しております(詳細は、当社が同日付で公表した「連結子会社(ウェルネスモアラボラトリーズ株式会社)異動に関するお知らせ」をご参照ください。)

(b) スパイラルセンス株式会社(ゲーム・アプリ開発、XR開発、WEB制作等を主たる事業内容とする会社)の譲渡

当社は、2025年4月25日付でスパイラルセンス株式会社(東京都千代田区)の発行済株式の全てを取得し、同社を当社の完全子会社としておりましたが、当社グループの経営資源を前記重点領域に集中させる観点から、2026年3月13日付当社取締役会決議に基づき、2026年3月31日付で、同社の代表取締役(小林俊夫氏)に対してその発行済株式の全てを譲渡しております(詳細は、当社が2026年3月13日付で公表した「連結子会社(スパイラルセンス株式会社)異動に関するお知らせ」をご参照ください。)

以上のグループ事業ポートフォリオの最適化を経て、本日現在、当社の連結子会社は、トレカ事業を中核として運営する株式会社crafty(2025年2月5日付で当社が完全子会社化。トレーディングカードのEC販売を中心とする事業を展開し、オンラインオリパサービス「アイリストレカ」並びに前記記載のcardéria池袋店及びcardéria公式ECサイトの運営を担う会社)及びヘルスケア領域を推進する事業会社として設立したアクセルメディカ株式会社(2024年9月2日付で会社設立。自社トータルビューティーケアブランド「4.7(ニアリーフォーセブン)」を中心とした美容・健康関連商品の企画及び販売等を行う会社)の2社となっており、当社グループの経営資源は、トレカ事業及びビューティー&ウェルネス事業に集中する体制が確立されております。

(ウ) 既存事業に係る運転資金確保のための資金調達及びその後の取得・消却(既存新株予約権)

当社は、2025年11月19日付で、Cantor Fitzgerald Europeを割当先とする第三者割当の方法により、新株予約権(第31回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第32回新株予約権をいいます。以下総称して「既存新株予約権」といいます。)を発行いたしました。既存新株予約権は、その発行後、行使により2026年1月末日までに合計約41百万円の資金調達が完了したものの、既存新株予約権は、その発行時点における想定調達額(当初行使価額に基づく合計調達想定額)は合計約14億円でありましたが、市場株価の動向等の影響を受け、その発行後2026年1月末日までに行使により調達できた金額は合計約41百万円にとどまり、当初想定調達額(約14億円)の3%程度に過ぎず、また、当該実績調達金額は、後記(b)記載の本戦略の実行に必要な資金規模(合計39億円規模)と比しても極めて限定的にとどまり、また、未行使分の行使時期及び行使価額が市場株価の動向等の当社が直接的にコントロールすることのできない要因に依存し不確定であったことから、当社は、2026年3月4日開催の当社取締役会において既存新株予約権の取得及び消却を決議し(同日付「第31回新株予約権及び第32回新株予約権の取得・消却に関するお知らせ」をご参照ください。)、本件の実行に向けて当社の資本構成を整理する観点等を踏まえ、2026年4月7日付で、第31回新株予約権及び第32回新株予約権の全部について取得及び消却を完了しております(詳細は、当社が同日付で公表した「第31回新株予約権及び第32回新株予約権の取得・消却の完了並びに第三者割当により発行された第31回新株予約権

(行使価額修正条項付)の月間行使状況に関するお知らせ」をご参照ください。)。したがいまして、本日現在、既存新株予約権の未行使残高は存在いたしません。

(エ) 以上の取組みを踏まえた本件の位置付け

このように、当社グループは、(ア)ビューティー&ウェルネス事業の立ち上げ及び自社ブランド事業の拡張、(イ)グループ事業ポートフォリオの最適化(選択と集中)の実行、並びに(ウ)既存新株予約権の取得・消却を通じた資本構成の整理を経て、本件の実行に向けた事業基盤及び資本構成の両面における準備を完了させております。当社は、これらの取組みの集大成として、本件を通じて調達する資金を、後記(b)記載のヘルスケア領域全般における戦略的M&A及び事業投資に充当することにより、上記事業基盤を一層強化し、もって、前記 記載の継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、並びに前記 記載の上場維持基準(時価総額基準)への適合を実現することを企図しております。

(b) ヘルスケア事業の本格的推進による早期黒字化戦略

当社取締役会は、前記(a)記載の経営課題、すなわち(ア)上場維持基準(時価総額基準)への適合、(イ)継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、及び(ウ)連結業績の早期黒字化を同時に実現し、ひいては中期的に時価総額200億円の達成を目指すため、前記(a) 記載のとおり既に立ち上げを完了し基盤整備を進めているビューティー&ウェルネス事業を中核として、本件を通じて調達する資金により、ヘルスケア領域全般(美容医療分野を含みます。)におけるM&A(持分取得及び株式取得を含みます。以下同じ。)並びに関連する事業投資を一体的かつ機動的に実行すること(以下「本戦略」といいます。)が、現時点において最も合理的かつ実行可能性の高い経営戦略であると判断しております。

本戦略の骨子は、以下の ないし に記載のとおりであります。

ヘルスケア領域におけるM&Aによる連結利益の早期寄与

当社は、本件を通じて調達する資金を活用して、高い収益性を有するヘルスケア系事業会社の株式を段階的に取得することにより、取得後速やかに、持分法による投資利益又は連結利益として、当社連結損益計算書に相応の利益を寄与させる方針であります。これにより、当社の連結営業利益、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の各段階における損益構造を、抜本的かつ迅速に改善することが可能となるものと見込んでおります。

ヘルスケア事業投資による既存事業基盤の拡充及びシナジー創出

当社は、上記 に記載するM&Aと一体的に、ヘルスケア事業の本格的推進のための各種事業投資を実行いたします。具体的には、以下の(ア)ないし(ウ)の各項目への段階的投資を計画しております。

- (ア) 取得対象会社の経営統合(PMI)に係る投資(人材配置、業務プロセス統合、内部統制整備等)
- (イ) ヘルスケア事業全般の拡大のための人材採用・育成投資(事業開発、M&A推進、PMI実行、経営企画・財務管理部門の専門人材の確保等)
- (ウ) 当社既存事業の収益基盤強化及びコスト構造改革(システム導入、業務効率化投資等)

既存事業との統合的運営による収益性の継続的改善

当社は、既存の広告事業及びトレカ事業の運営を通じて蓄積した広告運用ノウハウ、ECサイト運営に係るシステム開発能力、並びにマーケティング・データ分析能力を、取得対象となるヘルスケア領域の事業会社のグループ共通機能として展開することにより、取得対象会社の顧客獲得効率の向上及び営業利益率の継続的改善を図る方針であります。

かかる事業シナジーの創出を通じて、当社連結グループ全体の収益性を段階的に向上させ、ヘルスケア領域を中心とした新たな成長基盤を確立することを企図しております。

早期黒字化の実現時期及び連結業績への効果

以上の戦略の実行により、当社は、2027年9月期以降、連結営業利益段階及び連結経常利益段階における黒字化を実現し、もって、継続企業の前提に関する重要な不確実性を解消することを、経営目標として設定しております。

なお、個別のM&A及び事業投資の規模、実行時期、及び実行可能性により、上記の黒字化時期には一定の変動が生じる可能性があります。また、本件の実行が当社の2026年9月期通期連結業績に与える具体的な影響額については、個別のM&Aの最終合意及び実行の時期・内容に依拠するため、現時点において合理的に算定することは困難であります。当社は、開示すべき事項が生じた段階において、金商法上の開示義務及び上場規程上の適時開示義務に基づき、適時かつ適切に開示いたします。

(c) 本件資金調達必要性

当社は、本第三者割当増資が、希薄化率221.53%という極めて大規模な株式の希薄化を既存株主の皆様が生じさせるものであり、既存株主の皆様の経済的利益に重大な影響を及ぼし得るものであることを十分に認識しております。一方で、本件を実施しない場合には、後記「(e) 割当予定先を選定した理由」記載のとおり、改善期間満了日（2026年9月末日）までの上場維持基準（時価総額基準）への適合及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消が事実上困難となり、結果として上場廃止に至るリスクが現実化するものと当社は認識しております。当社は、本件実施に伴う希薄化の影響と、本件を実施しない場合の上場廃止リスクに伴う既存株主の皆様への経済的不利益（流動性の著しい低下、市場性の喪失、株式価値の重大な毀損）とを慎重に比較衡量した結果、本件の実行が、希薄化を伴うとしても、中長期的には既存株主の皆様の利益保護に資するものと判断するに至っております。

当社は、2025年10月30日付「第三者割当による第31回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第32回新株予約権の発行並びに第23回新株予約権及び第30回新株予約権の行使価額の調整に関するお知らせ」記載のとおり、「トレカ事業の拡大」及び「ヘルスケア事業の拡大」を成長戦略として掲げ、既存新株予約権を発行するなどして事業推進を実行してまいりました。

トレカ事業につきましては、実店舗展開及びEC販売の拡大等により、2026年9月期中間連結会計期間における売上高は前年同期比270.9%増と伸長しており、一定の成長傾向がみられております。また、ヘルスケア事業につきましても、従来の「病気を発見・治療」を主眼とするヘルスケア事業を基盤に、新たにビューティー&ウェルネス事業を立ち上げました。一方で、広告事業においては、国内主要広告主による投資抑制や広告単価の下落等の影響を受け、厳しい事業環境が継続しております。

その結果、いまだグロース市場が求める高い成長性を十分に実現できていない状況であると認識しております。

一方、直近四半期決算短信によれば、2026年3月31日（2026年9月期中間連結会計期間末）時点における当社の中間連結貸借対照表上、現金及び預金の残高は240百万円にとどまっており、また、前連結会計年度末（2025年9月30日）時点の919百万円から中間連結会計期間の6か月間において679百万円減少しているなど、当社の自己資金のみをもって成長戦略を実行することは不可能な状況にあります。加えて、前記「(a) 継続企業の前提に関する重要な不確実性」記載のとおり、当社は、継続的に連結営業損失を計上している状況にあり、営業活動によるキャッシュ・フローの継続的創出も見込めない状況にあります。したがって、当社は、成長戦略の実行に必要な資金を、外部からの資金調達によって確保することが不可欠であると判断しております。

そのような状況のなか、当社は、2026年3月4日付「第31回新株予約権及び第32回新株予約権の取得・消却に関するお知らせ」記載のとおり、市場環境、株価の動向、行使状況等を総合的に判断し、既存新株予約権の取得及び消却を決定するとともに、各種法規や契約に則り複数の資金調達手段を迅速に検討することといたしました。

(d) 本資金調達パッケージによる資金調達を選択した理由

前記「(c) 本件資金調達の必要性」記載のとおり、当社は、複数の資金調達手段を並行的に検討いたしました。検討の対象としたものは、(ア)公募増資、(イ)株主割当増資、(ウ)金融機関からの追加借入、(エ)事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資、(オ)行使価額修正条項付新株予約権（いわゆるMSワラント）、(カ)劣後ローンその他のメザニン調達、及び(キ)これらの手段の組合せ等、広範にわたります。

当社は、各資金調達手段について、以下の7つの評価軸に基づき比較検討を行いました。

評価軸	内容
(A) 必要調達額の確保可能性	成長戦略の実行に必要な規模の資金を確保できるか
(B) 調達完了時期	改善期間満了日（2026年9月末日）までに資金調達が完了できるか
(C) 希薄化規模	既存株主に生じる希薄化の規模が合理的な範囲に収まるか
(D) 調達後の事業実行支援	調達後における本戦略の実行（M&A、PMI、事業統合）を支援する体制が確保できるか
(E) 調達コスト	発行価額のディスカウント率、金利、手数料等を含む総合的な調達コストが合理的か
(F) 継続企業の前提への影響	継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消に資するか
(G) 中長期的事業支援の意思	割当先又は貸付人が当社の中長期的な事業支援を行う意思を有するか

検討の結果、以下の「ないし」に記載する理由により、(ア)公募増資、(イ)株主割当増資、(ウ)金融機関からの追加借入（通常のコーポレートローン形態）、(オ)行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）、(カ)劣後ローンその他のメザニン調達、及び(キ)これらの手段のみの組合せについては、いずれも、当社の現時点における状況下では実務上困難又は不適切であることが判明いたしました。これを踏まえ、当社は、以下「ないし」に記載のとおり、(エ)事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資を中核とし、これに同一の引受先が貸付人となる本ファシリティ契約（コミットメント型タームローン・ファシリティ）を組み合わせた本資金調達パッケージが、本戦略の実行に必要な資金規模及び時間軸の制約の下で、最も現実的かつ合理的な選択肢であると判断するに至りました。

公募増資及び株主割当増資の実務上の困難性

公募増資は、不特定多数の投資家を対象とする株式発行であり、引受証券会社の確保及び需要積上げ状況に依存する資金調達手段であります。当社の現時点における時価総額水準（上場維持基準未達）、連結業績の推移、継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在、並びに資本市場における当社に対する評価水準に照らしますと、引受証券会社による元引受契約（ファーム・コミットメント方式）の締結自体が実現困難であると当社は認識しております。また、仮に引受証券会社の確保が可能であったとしても、必要資金の需要積上げ並びに価格決定までに通常数か月を要するため、改善期間満了日までの資金調達完了が実務上困難であります。

株主割当増資についても、当社の連結業績及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在に照らしますと、既存株主による新株引受の実現可能性は低いと認識しており、かつ、基準日設定、権利落ち、払込期日、失権株処理等の所要の手續に要する期間を勘案いたしますと、改善期間満了日までの資金調達完了が実務上困難であります。また、失権株が多数発生した場合には、結果として実質的に第三者割当増資と同等の手續が別途必要となり、手續の冗長化を招きます。

金融機関からの追加借入の実務上の困難性

当社は、主要取引金融機関に対して、成長戦略の実行に必要な資金に係る追加融資の可能性について、2025年12月から取締役会等で検討してまいりました。しかしながら、(ア)当社の連結業績において継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在すること、(イ)当社が十分な担保余力を有していないこと、(ウ)M&Aを主たる資金使途とする無担保融資は金融機関の通常の審査基準上困難であること、(エ)必要融資規模が当社の連結純資産水準に比して相対的に大きいことの各理由から、成長戦略の実行に必要な規模の追加融資を受けることは実務上困難であると判断いたしました。

MSワラント及びメザニン調達の不適切性

行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）については、当社は、前記(a)（ウ）記載のとおり、2025年11月19日付で第31回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第32回新株予約権からなる既存新株予約権を発行いたしました。その後の市場株価の動向の影響等により、発行から約4か月半の期間において行使による調達額は合計約64百万円にとどまり、限定的な調達効果しか得られない結果となったことから、2026年4月7日付で第31回及び第32回新株予約権の全部について取得・消却を完了するに至っております。当社は、当該既存新株予約権に係る具体的な実績を踏まえれば、新たな調達手段として更にMSワラントを発行することは、(ア)行使のタイミング及び行使価額が市場株価の動向に連動するため、改善期間満了日（2026年9月末日）までの資金調達を完了することが時期的に困難であり、かつ、最終的な調達額についても改善期間満了日までに確実に確保することができないこと、(イ)権利行使による希薄化の段階的進行に伴い継続的な株価下落圧力が発生する可能性が高く、結果として上場維持基準（時価総額基準）への適合がかえって困難化するおそれがあること、(ウ)近年、MSワラントによる資金調達について、東京証券取引所及び金融商品取引法上の開示制度の運用に係る実務において、割当先の保有方針に関する開示内容の適切性及び実行状況の事後検証に関する確認手続が深度化していると当社が認識しており、当社のように既に既存新株予約権に係る発行実績及び早期消却実績を有する状況下において、再度MSワラントを発行することは、これらの開示・確認手続の観点から相当の負荷を生じさせる可能性が高いこと、の各点から、当社が本戦略の実行に必要な資金調達の手段として採用することは適切ではないと判断いたしました。

劣後ローンその他のメザニン調達についても、(ア)資本金性認定のハードル、(イ)金利水準、(ウ)手配可能な調達額、(エ)貸付人候補の実在性の各観点から、成長戦略の実行に必要な規模の調達は実務上困難であることを確認いたしました。

事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資を選択した経緯

上記 ないし の検討結果を踏まえ、当社は、事業の高い成長性に寄与することを念頭に、中長期的な事業支援の意思を有する事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資及びその他資金確保の蓋然性が高い調達手段との組み合わせが、成長戦略の実行に必要な資金規模及び当該資金を改善期間満了日までに確実に調達する手段として、最も現実的かつ合理的な選択肢であると判断いたしました。

かかる判断を受けて、当社は、当社の事業内容、成長戦略、並びに資金調達手段に係る打診について理解を示し得る、国内外の事業会社複数社に対して、個別に本件に係る意向確認及び協議を実施いたしました。

(e) 割当予定先を選定した理由

前記「(d) 本資金調達パッケージによる資金調達を選択した理由 事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資を選択した経緯」に記載の検討プロセスにおいて、複数の候補先との協議及び社内検討を実施した結果、割当予定先が、当社の事業内容及び成長戦略に対して深い理解を示し、かつ、以下に記載のとおり、当社が本件の引受先に求める全ての条件を充足する候補先でありました。割当予定先の取締役は、ヘルスケア領域（特に美容関連）における事業提携機会に関して、2026年4月15日に本件に係る初回提案を当社取締役に対して実施いたしました。その後、当社は、割当予定先との間で、本第三者割当増資並びに本ファシリティ契約を含む包括的な資本及び業務に係る協議を継続的に実施してまいりました。

事業成長に寄与する蓋然性（ヘルスケア事業の本格的推進による早期黒字化戦略）

当社は、「トレカ事業の拡大」及び「ヘルスケア事業の拡大」を成長戦略として掲げ、いまだ高い成長性を実現できていないものの、事業体制基盤の整備は完了し、業績改善や事業拡大の傾向はみられております。このような状況のなかで、割当予定先を選定するにあたり、当社取締役会は、前記「(a) 当社を取り巻く事業環境及び経営課題」記載の経営課題、すなわち(ア)上場維持基準（時価総額基準）への適合、(イ)継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、及び(ウ)連結業績の早期黒字化を同時に実現し、ひいては中期的に時価総額200億円の達成を目指すためには、「ヘルスケア事業の拡大」を更に推し進めること、すなわち既に立ち上げを完了し基盤整備を進めているビューティー＆ウェルネス事業を中核として、本件を通じて調達する資金により、ヘルスケア領域全般（美容医療分野を含みます。）におけるM&A並びに関連する事業投資を一体的かつ機動的に実行することが、現時点において最も合理的かつ実行可能性の高い経営戦略であると判断いたしました。具体的には、当社は、割当予定先が以下の(ア)ないし(ウ)に記載する経営資源を保有しており、これらを本件実行後において当社の本戦略の遂行に活用することにより、本戦略の事業成長への寄与可能性が高いものと判断いたしました。

- (ア) 割当予定先がネイル事業（全国73店舗規模）を通じて蓄積した美容関連の顧客基盤、店舗運営ノウハウ並びに美容業界における仕入・販路ネットワークは、当社のビューティー＆ウェルネス事業の販売チャネル拡張及び新規顧客獲得に直接的に活用可能であります。
- (イ) 割当予定先のインベストメント&アドバイザー事業を通じて蓄積されたM&A実行ノウハウ及び対象企業発掘ネットワークは、当社のヘルスケア領域における対象会社の発掘・交渉・取得後のPMI実行支援に活用可能であります。
- (ウ) 割当予定先のヘルスケア事業（ヘルスケア商材の卸売・販売、医療DX支援等）を通じて構築された500院を超える医療法人とのネットワークは、当社が本戦略の中核として位置付けている美容医療分野等のM&A対象会社の発掘及び取得後のグループ統合運営に活用可能であります。

本戦略の実行に必要な資金規模及び実行の蓋然性

当社取締役会は、以下の(ア)ないし(カ)に記載の理由から、割当候補先が資金規模及び本戦略実行の蓋然性が高く、当社経営課題を解消するために最も合理的な候補先であると判断いたしました。

- (ア) 当社と同じく東京証券取引所グロース市場に上場する事業会社であり、コーポレート・ガバナンス報告書を継続的に開示し、独立社外取締役を1名選任しているなど、当社と同等以上のコーポレート・ガバナンス水準を有していること、並びに上場規程に係る規制実務及び適時開示実務に関する十分な理解及び対応体制を有していること
- (イ) ヘルスケア領域、特に美容分野における顧客基盤、並びにヘルスケア事業（ヘルスケア商材の卸売・販売及び医療DX支援等を含みます。）における事業遂行実績及び実行支援能力を有しており、かつ、インベストメント&アドバイザー事業を通じたM&A実行・投資ノウハウを有していることから、本戦略の実行支援（M&A対象会社の発掘・交渉支援、取得後のPMI実行支援、グループ共通機能の統合支援、シナジー創出支援等）について、当社に対して具体的な提案を提示していること
- (ウ) 本第三者割当増資により調達するエクイティ9億円及び本ファシリティにより借入可能とするデット30億円の合計39億円規模の本資金調達パッケージに対応する投資及び与信実行能力（財務的基盤）を有していること
- (エ) 本新株式について、払込期日から起算して6か月間のロックアップ（譲渡制限）を受諾するとともに、中長期的に保有する方針を明確に表明していること
- (オ) 本ファシリティについて、当社の現在の信用状況に照らすと市場金利と比較して相当程度有利な年率2.0%・5年間の固定条件を提示しており、当社の中長期的な成長投資資金を安定的に確保する支援の意思を明確に示していること
- (カ) 改善期間満了日（2026年9月末日）までの資金調達及び本戦略初期段階の実行に対応する迅速な社内意思決定プロセスを備えていること

当社は、上記及びの各要素を総合的に勘案した結果、本第三者割当増資の実行を通じて、当社の上場維持基準(時価総額基準)への適合、継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、並びに連結業績の早期黒字化を実現し、ひいては中期的に時価総額200億円の達成を目指すことができる蓋然性が高い引受先は、割当予定先において他には存在しないものと認識いたしました。これを踏まえ、当社取締役会は、割当予定先を本第三者割当増資の割当予定先として選定し、本件の実施を決議いたしました。

(f) 本件前提条件

本新株式の発行価額は、1株につき金20円とする予定であり、当該発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日終値、及び本取締役会決議日から遡る直近1か月間、直近3か月間並びに直近6か月間の当社普通株式の終値の単純平均株価のいずれに対しても、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)(以下「日証協指針」といいます。)に定める基準額(すなわち、取締役会決議の直前営業日の価額、又は同決議日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)を遡った日から同決議の直前日までの間の終値単純平均価額に0.9を乗じた額)を下回る水準にあります。したがって、本発行価額は、会社法第199条第3項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当するものと当社は判断しております。

上記を踏まえ、本第三者割当増資は、以下の各条件(本件前提条件)が全て充足されることを前提条件として実施するものであります。

- 本第三者割当増資の有利発行について、本臨時株主総会において特別決議による承認が得られること
- 本第三者割当増資の希薄化規模について、本臨時株主総会において普通決議による承認が得られること
- 特定引受人への募集株式の割当てについて、本臨時株主総会において普通決議による承認が得られること
- 本第三者割当増資に係る金商法第4条第1項に基づく有価証券届出書の効力が発生していること(同法第15条第1項)
- 本第三者割当増資に係る募集株式申込書の提出、払込金の払込み、その他本件に係る所要の手續が履行されること

本第三者割当増資が実施された場合、割当予定先は、当社の総議決権の過半数を保有することとなり、金商法第163条第1項に定める主要株主である筆頭株主、並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社(並びに支配株主)に該当することとなる見込みであります。

また、当社は、本件の実行が当社及び既存株主の皆様の利益に資するか否かを慎重かつ公正に検討するため、(ア)本第三者算定機関(以下に定義します。)から本件に係る当社普通株式の理論株式価値の算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得して本発行価額の合理性を客観的に検証し、(イ)独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業から本件の手續及び発行条件の適法性に関する継続的な法的助言を取得し、(ウ)当社の監査等委員会から本取締役会の本件に関する決議手續並びに本件が会社法、金商法及び上場規程その他関連法令に則って行われていることに関する適法性意見を取得し、並びに(エ)本臨時株主総会において、有利発行に係る特別決議(会社法第199条第3項に基づく有利発行議案)、株主の意思を直接確認するための普通決議(上場規程第432条に基づく株主意思確認議案)及び特定引受人への募集株式の割当てに関する普通決議の各株主総会決議を取得することを、本件の前提条件としております。

なお、本第三者割当増資(払込金額の総額9億円)と本ファシリティ契約(融資極度額30億円)は、本資金調達パッケージとして提供されるものであります。当社は、本件全体の合理性を検討するに当たり、本第三者割当増資と本ファシリティ契約を一体のものとして評価しております。

(g) 本件に関連して締結する契約の概要

当社は、本件の実行に関連して、割当予定先との間で、本日、以下の(ア)及び(イ)に記載する各契約を締結する予定であります。各契約は、本件全体の実行スキームの一部を構成するものであり、相互に密接に関連するものであります。また、当社は、割当予定先との間で、別途、割当予定先が指名する6名を当社の取締役候補者とするについて合意しており、本臨時株主総会において各取締役の選任に係る議案を上程いたします。

(ア) 本株式引受契約

契約当事者	当社及び割当予定先
契約の目的	本第三者割当増資に係る本新株式の引受けの条件を定めること
主要条項	割当株式数、発行価額、払込金額、払込期日、表明及び保証、前提条件（本件前提条件を含む。）、誓約事項（善管注意義務、情報提供義務等）、解除事由、損害賠償、準拠法（日本法）及び専属的合意管轄（東京地方裁判所）、ロックアップ（以下「本ロックアップ条項」といいます。）、買増し禁止条項（以下「本買増し禁止条項」といいます。）

（注） 1．本ロックアップ条項の概要は以下のとおりであります。

条項の目的	本新株式に係る譲渡制限（ロックアップ）を設定し、短期的な市場売却による既存株主の皆様への影響を防止すること
ロックアップ期間	本第三者割当増資の払込期日から起算して6か月間（以下「ロックアップ期間」といいます。）
制限対象行為	当社の書面による事前の同意のない、本新株式の売却、担保設定、貸付け、その他一切の処分
例外事由	金商法上の公開買付けに対する応募 その他、当社と割当予定先との間で別途合意する場合

- 2．本買増し禁止条項により、割当予定先は、ロックアップ期間中、当社の書面による事前の同意がない限り、本第三者割当増資による本新株式の取得を除いて、自ら又は第三者をして、当社の株式等（当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他当社の株式を取得することができる証券又は権利をいいます。）を取得し、又は取得させてはならないこととなります。

（イ）本ファシリティ契約

本ファシリティ契約の詳細は、前記「募集又は売出しに関する特別記載事項 コミットメント型タームローン・ファシリティ契約の締結」に記載のとおりであります。

（h）本件に関するリスク情報

既存株主の皆様が本件に関する評価を行うに当たり特に考慮すべきリスク要因としては、以下の「ないし」に記載する事項があります。もっとも、本件を実施しない場合の代替的な資金調達手段が限定的であること、並びに本件を実施しない場合の既存株主の皆様が被る経済的不利益（上場廃止リスク）は、本件の実施により既存株主の皆様が被るリスクを相当程度上回るものと評価されることから、当社は、本件の実施が当社及び既存株主の皆様の総合的な利益に資するものと判断しております。

上場維持基準未達に係るリスク

本第三者割当増資の実行後においても、当社の時価総額が上場維持基準（時価総額40億円以上）に達しない場合には、改善期間満了日（2026年9月末日）以降、当社株式は監理銘柄（確認中）に指定されることとなり、上場廃止となる見込みであります。当社は、本件の実行を通じて時価総額基準への適合を実現することを目指しておりますが、当社株式の時価総額は市場環境、投資家の当社に対する評価、ヘルスケア事業投資の進捗状況等、当社が直接的にコントロールすることができない多数の要因に依存するため、基準適合の実現が保証されるものではありません。

連結業績改善及び継続企業疑義解消の不確実性リスク

当社は、本件を通じて調達する資金を活用することにより、2027年9月期以降の連結営業利益・連結経常利益段階での黒字化、並びに継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消を目指しております。しかしながら、ヘルスケア領域のM&A対象会社の発掘・交渉・取得の進捗状況、取得後のPMIの実行状況、取得対象会社の業績推移、当社既存事業の環境変化等により、黒字化及び継続企業疑義解消の実現時期並びに実現可能性には、一定の不確実性が存在いたします。

ヘルスケア領域のM&A及び事業投資の不成立・収益化遅延リスク

ヘルスケア領域のM&Aについては、対象会社との交渉進捗、デュー・ディリジェンスの結果、取得条件に関する合意の有無等により、最終的に取得が成立しないリスク、又は取得時期が遅延するリスクが存在いたします。また、取得が成立した場合でも、PMIの進捗状況、取得対象会社の業績推移、競合環境の変化等により、当社が期待する収益寄与が実現しないリスクが存在いたします。これらのリスクの発現により、本件を通じて調達する資金の使途の効果が当初想定を下回る可能性があります。

支配株主の存在に起因するリスク

本第三者割当増資の実行により、割当予定先は当社の議決権総数の過半数を保有する支配株主となります。このため、当社の経営に係る重要事項の決定は、割当予定先の意向に左右される可能性があります。当社は、本件実行後においても、上場会社としての経営の独立性を尊重し、少数株主の皆様の利益を適切に保護することを最重要課題の一つとして位置付けております。当社は、本件払込完了に伴う親会社異動が生じた段階で速やかに、上場規程第441条の2に基づく支配株主との取引等に関するガバナンス体制を整備し、その内容をコーポレート・ガバナンス報告書において開示いたします。具体的には、(ア)独立社外取締役（全員が監査等委員）の職務の明確化（関連当事者取引に関する事前審議・意見表明機能の付与）、(イ)当社と支配株主（割当予定先）及びその関連会社との間の取引に関する社内決裁規程の整備（一定金額以上の取引について独立社外取締役を含む取締役会の事前審議・承認を要求）、(ウ)関連当事者取引に関する基本方針の策定及び開示、(エ)関連当事者取引のレビュー及び取引条件の独立第三者基準（at arm's length）適合性検証、の各措置を実施いたします。これらの措置を適切に運用することにより、当社と割当予定先との間の利害関係の対立に伴い少数株主の皆様の利益が影響を受けるリスクを十分に低減し得るものと当社は判断しております。

将来的な追加的希薄化の可能性

当社は、本日現在、本第三者割当増資以外に、追加的な普通株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式の発行を具体的に予定しているものはありません（なお、前記「(a)（ウ）」記載のとおり、当社は、2025年11月19日付で発行した既存新株予約権（第31回新株予約権及び第32回新株予約権）について、2026年4月7日付でその全部について取得・消却を完了しております。）。もっとも、本件実行後における当社の事業戦略、資金需要、並びに資本市場の状況等により、将来的に追加的なエクイティ・ファイナンスを実施する可能性を完全には否定できず、その場合には、既存株主の皆様の持株比率が更に希薄化する可能性があります。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 45,000,000株

(5) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、2026年5月15日付で、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を、当社の既存事業であるヘルスケア事業の本格的推進による早期黒字化の実現支援、及び本戦略の実行支援を通じた中長期的な企業価値向上を目的として、中長期的に保有する方針である旨を記載した、保有方針に関する書面を受領しております。

加えて、当社は、割当予定先との間で、本新株式について、払込期日から起算して6か月間のロックアップ（譲渡制限）を設定する本ロックアップ条項を含んだ本株式引受契約を別途締結する予定であります。当該期間内において、割当予定先は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株式の売却、担保設定、貸付、その他一切の処分をしないものとされます。なお、当社が割当予定先に対して上記書面による事前の同意を付与する場合は、例えば、(ア)割当予定先が組織再編行為（合併、株式交換、株式移転等）の当事者となり、本新株式が法的に処分される必要が生じた場合、(イ)当社のグループ再編戦略の遂行上、本新株式の一部の処分が合理的に必要な場合（当社が他の戦略的投資家との資本提携を新たに行う場合の議決権比率調整等）、(ウ)当社が割当予定先の組織再編・倒産手続等の例外的状況下において事前同意することが合理的と判断する場合、等の例外的場合を想定しております。当社は、当該事前同意を付与するに際しては、(a)当社取締役会において事前審議・承認の上で、速やかに適時開示を行う方針であります。

さらに、当社は、割当予定先から、本新株式につき、払込期日から2年以内にその全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告すること、当社は当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることについて同意する旨の確約書を取得する予定であります。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、2026年5月18日付で、本第三者割当増資に要する払込金額(900,000,000円)の払込みに必要な資金を自己資金により確保している旨の表明を受けております。当社は、当該表明を裏付ける客観的資料として、割当予定先から、以下の(ア)ないし(エ)の各資料の提出を受け、その内容を慎重に確認いたしました。

(ア)割当予定先の直近の連結財務諸表(2026年3月期分)

(イ)金融機関発行の預金残高証明書及び預金通帳の写し(2026年5月18日時点)

(ウ)直近の資金繰実績表及び今後12か月間の資金繰予定表

(エ)割当予定先の取締役会議事録(本件に関する決議を確認できるもの)

当社は、上記各資料の内容を確認した結果、割当予定先が本第三者割当増資に係る払込みに要する資金を現に保有していること、並びに当該資金が他の用途に充当される蓋然性が低いことを確認いたしました。

加えて、本ファシリティ(30億円)に係る原資についても、割当予定先から、自己資金並びに自社の換金性の高い自己勘定投資資産の売却予定代金により確保している旨の表明、並びに当該表明を裏付ける資料の提出を受け、その内容を確認しております。

以上より、当社は、割当予定先による本第三者割当増資に係る払込み、及び本ファシリティに基づく貸付実行の確実性について、特段の問題はないものと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先であるコンヴァノ社は、国内においては東京証券取引所に上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日:2025年7月11日)において、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」として、コンヴァノ社は、反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等からの不当要求には一切応じず、組織全体として毅然とした対応をとることを「反社会的勢力対策規程」に明記しているとのことであります。

また、当社独自の調査として口頭での確認に加えてインターネット検索による調査を行い、コンヴァノ社の役員及び主要株主が反社会勢力との繋がりやその影響を受けているようなニュース、ネット記事、風評がないことを確認しております。

以上から総合的に判断し、上記のとおり同社並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しております。なお、割当予定先は東京証券取引所グロース市場の上場会社であるため、東京証券取引所に対する反社会的勢力との関係性に関する確認書の提出は要しないものと理解しております。

(8) 特定引受人に関する事項

本第三者割当増資により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は450,000個であり、その場合の当社の総議決権数(2026年5月8日現在の当社の総議決権数(203,065個)に当該議決権数を加えた数である653,065個)に対する割合は68.91%となり、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当いたします。

以下は、会社法第206条の2第1項及び会社法施行規則第42条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所

株式会社コンヴァノ

東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルS棟B3F

(b) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数

450,000個

(c) (b)の募集株式に係る議決権の数

450,000個

(d) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数

2026年5月8日時点の総議決権数203,065個を基準とした場合、653,065個になります。

(e) 特定引受人に対する募集株式の割当に関する取締役会の判断及びその理由

下記「6 大規模な第三者割当の必要性 (2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」をご参照ください。

(f) (e)の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

取締役会の判断は、社外取締役の意見と異なりません。

(g) 特定引受人に対する募集株式の割当に関する監査等委員会の意見

本第三者割当増資により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は、450,000個であり、その場合の当社の総議決権数（2026年5月8日現在の当社の総議決権数（203,065個）に当該議決権数を加えた数である653,065個）に対する割合は68.91%となり、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当いたします。

この点に関して、当社の監査等委員会は、(ア)本件の経緯及び目的、(イ)本第三者割当増資の規模・条件・希薄化率（221.53%）、(ウ)割当予定先の選定理由及び選定プロセスの合理性、(エ)当社の現状の財務状況、継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在、並びに上場維持基準（時価総額基準）への適合の必要性、(オ)改善期間満了日（2026年9月末日）までの限られた時間的制約の下において、本戦略の実行に必要な39億円規模の資金を確保する必要性、並びに(カ)本第三者算定機関による株式価値算定書及び法務アドバイザーによる法的助言の内容、の各点を確認の上、当社の現状の財務状況及び今後の当社の事業継続並びに事業拡大に必要な資金をタイムリーに確保しておく必要性等に鑑みれば、本件規模の増資手段によることが必要かつ適切であり、また、一定期間内に目的を確実に達成するためには、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当増資によることが有効な手段であるとの判断は合理性が認められる旨の意見を表明しております。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。但し、当社は、割当予定先との間で、本新株式について、払込期日から起算して6か月間のロックアップ（譲渡制限）を設定する本ロックアップ条項を含んだ本株式引受契約を別途締結する予定であります。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額の決定経緯及び有利発行該当性

本第三者割当増資における本新株式の発行価額は、1株につき金20円とする予定であり、当該発行価額は、当社と割当予定先との間の協議を経て合意したものであります。本発行価額と当社普通株式の市場株価との関係は、以下のとおりであります。

参照期間	参照株価（円）	本発行価額（20円）との対比 （ディスカウント率）
本取締役会決議日の直前営業日終値	53	62.26%
本取締役会決議日の直前1か月間の終値単純平均株価	66	69.70%
本取締役会決議日の直前3か月間の終値単純平均株価	77	74.03%
本取締役会決議日の直前6か月間の終値単純平均株価	80	75.00%

日証協指針は、第三者割当による株式の発行価額について、原則として、当該株式の発行に係る取締役会決議

の直前営業日の価額（又は直近営業日の価額に近い価額を基準とすることが取締役会決議の日の前日における当該株式の発行会社の状況に照らして適当でないと認められる場合には、当該取締役会決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）を遡った日から当該取締役会決議の直前日までの間の終値単純平均株価）に0.9を乗じた額以上の価額とすべき旨を定めております。本発行価額（20円）は、上記各参照期間における参照株価のいずれに対しても、当該基準を上回る水準のディスカウントとなっております。

したがいまして、本発行価額は、会社法第199条第3項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当するものと当社は判断しております。このため、同法第199条第2項、第201条第1項及び第309条第2項第5号の規定に基づき、本第三者割当増資について、本臨時株主総会における特別決議による承認を取得することを前提条件として、本第三者割当増資を実施するものであります。

本ファシリティの経済的効果の定量分析

本発行価額の合理性を評価するに当たり、当社は、本第三者割当増資と一体として提供される本ファシリティの経済的効果を、以下のとおり定量的に分析いたしました。

本ファシリティの融資極度額は30億円、利率は年率2.0%（固定）、貸付実行可能期間は5年間であり、当社の現時点における信用状況（継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在、時価総額基準不適合、連続する営業損失の計上等）に照らしますと、本ファシリティの融資極度額の融資を実行可能な金融機関を見つけることは困難ですが、仮に当社が他の金融機関から同規模・同期間の無担保借入れを行うことができたとしても、その適用金利は、現時点における中小企業向け貸出金利水準並びに当社固有の信用状況に基づくリスクプレミアム及び民間ノンバンクの無担保事業者向け貸付市場の金利水準等を勘案して、最低でも年率10%程度となる見込みであります。

したがいまして、本ファシリティの適用金利（年率2.0%）と上記想定金利（年率10%）との差（スプレッド）は年率8.0%となり、5年間の貸付実行可能期間にわたって、当社及び割当先の間で本ファシリティに係る個別貸付の期間を5年間と合意した上で、本ファシリティが全額利用された場合、当社が享受する経済的利益は、最大約1,200百万円（30億円×年率8.0%×5年間。単純計算による試算）と見込まれます。本ファシリティの経済的便益の具体的な金額の規模については、本ファシリティが、その契約構造上、当社が貸付実行請求を行った金額・時期に応じて貸付人が個別貸付を実行するコミットメント型タームローン・ファシリティであり、本ファシリティ契約の締結時点において融資極度額（30億円）の全額が一括して貸付実行されることは想定されておらず、また、本ファシリティの資金使途であるヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金の性質上、個別貸付の実行時期及び金額は、個別のM&A案件の発掘・最終合意・取得実行・PMI（経営統合）の各段階の進捗に応じて段階的に決定されるものであることから、現時点においては本ファシリティ経済的利益を確定的な金額をもって算定することは必ずしも適切でないものと認識しておりますが、他方で本第三者割当増資の発行価額のディスカウントによって割当予定先に生じる実質的な経済的利得を踏まえると当社は、かかる本ファシリティの経済的効果を、本第三者割当増資の発行条件と一体として評価した場合、本資金調達パッケージ全体としての経済的合理性は十分に確保されているものと判断しております。

なお、本ファシリティ契約には個別精査条項が設けられておりますが、当該条項は一般的な範囲での確認を目的とするものであり、本資金調達パッケージ全体としての経済的合理性を損なうものではないことから、当社としては、本資金調達パッケージ全体としての経済的合理性は十分に確保されているものと判断しております。

有利発行を選択した合理的理由

本取締役会は、本発行価額が会社法第199条第3項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当することを十分に認識した上で、それにもかかわらず、以下の(ア)ないし(オ)に記載する各理由により、当該発行価額による本第三者割当増資の実施が、当社及び既存株主の皆様の現時点における総合的な利益に照らして合理的な選択であると判断いたしました。

(ア) 上場維持基準適合及び継続企業疑義解消の緊要性

前記「1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由 (a) 当社を取り巻く事業環境及び経営課題 東京証券取引所グロース市場の上場維持基準（時価総額基準）への不適合状況」に記載のとおり、当社は、改善期間満了日（2026年9月末日）までに上場維持基準（時価総額基準）への適合を実現できない場合、監理銘柄（確認中）への指定を経て、最終的には上場廃止に至るリスクに晒されております。上場廃止に至った場合、既存株主の皆様は、当社株式の流動性の著しい低下、市場性の喪失、並びに株式価値の重大な毀損という、回復困難な経済的不利益を被ることとなります。当該経済的不利益は、本第三者割当増資による希薄化及び有利発行に伴い既存株主の皆様が被る経済的不利益を相当程度上回るものと当社取締役会は定性的に判断し

ております。したがって、当社は、有利発行による本第三者割当増資を実施することは、既存株主の皆様
の利益保護の観点からも合理的な選択であると判断しております。

(イ) 割当予定先が負担するリスクに対する経済的合理性の確保

本第三者割当増資を引き受ける割当予定先は、(a)継続企業の前提に関する重要な不確実性を抱える当社に
対する多額の出資リスク、(b)本戦略の実行及びPMIの不確実性に係るリスク、(c)上場維持基準適合の不確実性
に係るリスク、並びに(d)本ファシリティ(30億円)の提供を通じた当社に対する信用供与リスク、を重疊的に負
担することとなります。これらのリスクに対する経済的合理性が確保されなければ、割当予定先による本資金
調達パッケージ(合計39億円)の引受け及び提供は実現し得ないものであり、その確保のためには、日証協指
針に定める基準(直前営業日価額の10%ディスカウント水準)を上回るディスカウント率による発行価額の設
定が必要不可欠であります。

(ウ) 代替的な資金調達手段の不存在

前記「1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由 (d) 本資金調達パッケージによる資金調達を
選択した理由」に詳述のとおり、当社は、公募増資、株主割当増資、金融機関からの追加借入、MSワラント、劣
後ローンその他のメザニン調達等、広範な資金調達手段について比較検討いたしましたが、いずれも当社の現
時点における状況下では実務上困難又は不適切であることが判明しております。また、本第三者割当増資の割
当予定先候補として合計3社の投資家等に対する個別打診を行いました。割当予定先以外のいずれの候補先
も、本資金調達パッケージの引受け又は提供を実行することが実務上困難である旨の回答を得ております。
したがって、割当予定先による本発行価額での本第三者割当増資の引受けは、当社が改善期間満了日までに
必要資金を調達する唯一現実的な選択肢となっております。

(エ) 本資金調達パッケージ全体としての経済的合理性

前記に記載のとおり、本ファシリティは、当社の現時点における信用状況に照らして相当程度有利な条件
が設定されており、その定量的な経済的効果は、5年間で約1,200百万円に達するものと試算されます。本ファ
シリティによる実質的な経済的利益を、本第三者割当増資の発行条件と一体として評価した場合、本資金調達
パッケージ全体としての経済的合理性は十分に確保されているものと評価されます。

(オ) 中長期保有方針及びロックアップの受諾

割当予定先は、本新株式につき、払込期日から起算して6か月間のロックアップ(譲渡制限)を受諾すると
ともに、中長期的に保有する方針である旨を、当社に対して書面により表明しております。これにより、本第
三者割当増資の実行後における短期的な市場売却による当社株価への影響が抑制され、既存株主の皆様
の利益保護が図られることとなります。

独立した第三者算定機関による株式価値算定

当社は、本発行価額の決定及び有利発行該当性の検証に当たり、当社及び割当予定先のいずれからも独立し、本件に関して利害関係を有しない第三者算定機関である茄子評価株式会社（以下「本第三者算定機関」といいます。）に対して、当社普通株式の理論株式価値に関する算定（以下「本算定」といいます。）を依頼いたしました。

本第三者算定機関は、(ア)市場株価法及び(イ)時価純資産法の各算定手法を適用し、それぞれの手法により算出される1株当たりの理論株式価値について、以下のとおり算定しております。時価純資産法は、当社が、(ア)前連結会計年度（2025年9月期）において重要な連結営業損失、連結経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること、(イ)2026年9月期中間連結会計期間においても引き続き重要な営業損失を計上していること、(ウ)継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況にあること、を踏まえ、貸借対照表ベースの資産・負債の時価評価から導かれる純資産観点からの算定を併用することが、当社の現時点における株式価値の合理性を担保する観点から適切であると本第三者算定機関が判断したことから、補完的な算定手法として採用されたものであります。なお、本算定にあたっては、(ア)市場株価法及び(イ)時価純資産法に加えて、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）の適用も検討いたしましたが、本第三者算定機関からは、その算定根拠となる当社の3カ年の事業計画（2026年9月期から2028年9月期）において、全期間にわたって営業キャッシュ・フローがマイナスとなっていることを踏まえると、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を採用することは不適切であるとの意見を得たため、採用しておりません。

なお、当社3カ年の事業計画（2026年9月期から2028年9月期）につきましては、本第三者割当増資による施策及びその効果を織り込んでおりません。

算定手法	算定結果（1株当たりの評価額）
市場株価法（過去1か月、3か月、6か月の終値単純平均）	66円～80円
時価純資産法	18円

本発行価額（1株につき20円）は、本第三者算定機関による上記各算定結果のレンジである18円から80円（以下「本算定レンジ」といいます。）の範囲内です。当社取締役会は、本発行価額は、当社普通株式の市場株価から大幅にディスカウントした金額であるものの、本算定レンジの範囲内であり、また、以下に記載の各事情からも、合理性があるものと判断いたしました。

(ア) 本算定レンジのうち、時価純資産法による算定結果は、本第三者算定機関の時価純資産法の算定基準日（2026年3月31日）における当社の財務状況を前提として算定されたものであるところ、本発行価額は当該算定結果を上回っていること

本第三者算定機関による株式価値算定書において、時価純資産法による算定のために採用されている財務データは、2026年9月期中間連結会計期間末（2026年3月31日）時点を基準日とする当社の連結貸借対照表並びに同中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）を対象とする連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に基づくものであります。当社は、本第三者算定機関による算定の客観性・専門性については十分に確保されているものと認識しており、当該算定結果自体について、その合理性を否定するものではありません。

もっとも、本第三者算定機関の算定基準日（2026年3月31日）の経過後、当社は、2026年4月1日以降の期間においても、引き続き重要な連結営業損失及び連結経常損失を計上しており、当社の財務状況は本算定基準日時点と比較して更に悪化している状況にあります。

したがって、本取締役会決議日（2026年5月29日）時点における当社の実態的な財務状況及び事業継続可能性は、本第三者算定機関の時価純資産法の算定基準日時点における当社の財務状況を前提として算定された当該算定結果が反映する水準よりも、更に悪化しているものと当社は認識しております。

本発行価額は、時価純資産法における算定基準日と本取締役会決議日との間における当社の財務状況の更なる悪化を踏まえると、時価純資産法による算定結果よりも低い金額となる可能性もあったところ、市場株価法による算定結果を一定程度考慮した金額として割当予定先との間で合意したものであり、市場株価法による算定結果を下回る水準にあるものの当社の既存株主の利益に配慮した一定の合理性があるものと当社は判断しております。

(イ) 割当予定先による本資金調達パッケージの引受け及び提供を可能とするために、市場株価からのディスカウントが不可欠であること

本資金調達パッケージは、当社単独では実現し得ない39億円規模の資金調達を可能とするものであり、当該資金調達は、改善期間満了日（2026年9月末日）までの上場維持基準（時価総額基準）への適合及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消の双方の実現にとって不可欠であります。

具体的には、当社は現時点において継続企業の前提に関する注記（GC注記）が付されており、資金面に対する市場の不安感が一定程度存在しているものと認識しております。そのような状況において、本ファシリティ契約に基づく資金調達枠を確保することは、当面の資金繰りに対する不安を軽減し、事業継続性及び成長投資実行可能性に対する市場の信頼回復につながるものと考えております。また、当社は成長戦略としてヘルスケア事業及びトレカ事業の拡大を掲げており、本ファシリティ契約により成長投資を実行可能とする資金を確保していることで事業拡大の蓋然性を市場に示すことで、将来的な成長期待及び企業価値向上につながるものと考えております。

割当予定先は、本資金調達パッケージの引受け及び提供を通じて、(ア)9億円の出資元本の自己資本性リスク、(イ)本ファシリティ（融資極度額30億円）の提供を通じた当社に対する信用供与リスク（当社の現時点における信用状況に照らせば、他の貸付主体が現に応諾し得ない水準のリスクの引受け）、(ウ)払込期日から起算して6か月間の譲渡制限を内容とする本ロックアップ条項及び中長期保有方針の受諾に伴う本新株式の保有・処分の流動性拘束、(エ)本戦略（ヘルスケア領域におけるM&A及び事業投資）の遂行に係る事業実行リスク、並びに(オ)当社株式の上場維持の不確実性に起因する上場廃止リスクを、それぞれ重畳的に負担するものであります。

割当予定先がこれらの重畳的リスクを引き受けるためには、本第三者割当増資の発行価額のディスカウントを通じて当該負担に対応する経済的便益が確保されることが、引受け側の経済合理性の確保のために不可欠であります。

なお、上記「本ファシリティの経済的効果の定量分析」に記載のとおり、本ファシリティ経済的便益は、本第三者割当増資の発行価額のディスカウントに対応する割当予定先の経済的利得の現実的実現可能額に対して、相応に対応する経済的価値を当社にもたらすものであり、本第三者割当増資の発行価額のディスカウントは、本資金調達パッケージ全体としての当事者間の経済的均衡を確保するための合意水準であるものと当社は評価しております。

(ウ) 本発行価額の設定は、既存株主の皆様の経済的利益の保護に資すること

当社は、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準（時価総額基準）に適合しない状況にあり、改善期間満了日（2026年9月末日）までに当該基準への適合を実現できない場合、当社株式は上場廃止に至るリスクに現に直面しております。上場廃止に至った場合、既存株主の皆様は、当社株式について、(a)市場における流動性の著しい低下、(b)市場性の喪失、(c)株式価値の重大な毀損、(d)機関投資家を含む多くの投資家層からの保有適格性の喪失、を含む、いずれも回復困難な経済的不利益を被ることとなります。当該経済的不利益の規模は、本発行価額を市場株価からディスカウントした水準で設定することに伴い既存株主の皆様が被る影響を、定量的にも定性的にも相当程度上回るものと当社取締役会は判断しております。

本発行価額を市場株価からディスカウントした水準で設定することにより、(a)割当予定先による本資金調達パッケージの引受けが成立し、(b)当社は本戦略の実行に必要な39億円規模の資金を確保することができ、(c)上場維持基準への適合及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消の双方の達成可能性が現実的に確保されることとなります。

したがって、本発行価額を市場株価からディスカウントした水準で設定することは、希薄化を伴うとしても、当社が直面する上場廃止リスクの解消を通じて既存株主の皆様が経済的利得を保護するために必要な選択であり、既存株主の皆様が総合的経済的利得に照らして合理的な水準であるものと当社取締役会は判断しております。

監査等委員会の意見

当社の監査等委員会は、本件の必要性及び相当性を踏まえつつ、本発行価額の算定根拠並びに本発行価額が会社法第199条第3項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当することにつき慎重に審議を行い、以下の点を確認の上、2026年5月29日付で、本取締役会における本件の決議の適法性に問題は認められない旨の意見を表明しております。

- (ア) 本発行価額が会社法第199条第3項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当することを前提として、本臨時株主総会における特別決議による承認を取得すること
- (イ) 本第三者算定機関から独立した株式価値算定書を取得しており、算定結果との乖離についても、本件の特殊事情を踏まえて合理的な説明がなされていること
- (ウ) 本第三者算定機関による本株式価値算定書並びに独立した法務アドバイザーによる法的助言を取得し、本取締役会がこれらを十分に尊重していること
- (エ) 本件に関する取締役会決議のプロセスにおいて、本件に関して利害関係を有する取締役は存在せず、適切な検討プロセス（議事録の精緻な作成、独立社外取締役の十分な議論参加機会の確保等）を経ていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

希薄化率の水準

本第三者割当増資により発行される本新株式数は45,000,000株（議決権数450,000個）であり、2026年5月8日現在の当社発行済株式総数20,313,200株（自己株式33株を含みます。以下同じ。）に対して221.53%、同日現在の当社議決権総数203,065個（自己株式33株及び単元未満株式6,667株を除く20,306,500株を1単元100株で除した数）に対して221.60%の割合に相当します。このため、本第三者割当増資の実行により、既存株主の皆様の本社に対する持株比率は大幅に低下することとなります。

当該希薄化率は、上場規程第432条に定める25%の基準（いわゆる「25%ルール」）を大幅に上回りますが、上場規程及び東京証券取引所有価証券上場規程施行規則に定める希薄化率300%超の基準（いわゆる「300%ルール」。原則として上場廃止事由）を下回る水準にあります。

希薄化規模が合理的であると判断した根拠

当社は、以下の(ア)ないし(カ)の各事情を総合的に勘案し、本件の希薄化規模は、当社及び既存株主の皆様の中長期的な利益に照らして合理的な範囲内にあるものと判断しております。

- (ア) 本発行価額（20円）は、前記（1）記載のとおり、当社の置かれた状況下において、割当予定先が負担する多重的なリスクに対する経済的合理性を確保する観点から、やむを得ないディスカウント水準として決定されたものであります。当社が必要とする調達額（9億円）を確保するためには、本発行価額に対応する発行数量（45,000,000株）の発行が必要となります。
- (イ) 本第三者割当増資の主たる目的は、改善期間満了日までに上場維持基準（時価総額基準）への適合を実現し、既存株主の皆様が上場廃止リスクに起因して被る経済的不利益を回避することにあります。本件を実行しない場合に既存株主の皆様が被る経済的不利益（上場廃止リスク）は、本件による希薄化により既存株主の皆様が被る経済的不利益を相当程度上回るものと評価されます。
- (ウ) 本件を通じて調達する資金を原資として実行するヘルスケア領域のM&A及び事業投資は、取得後速やかに持分法による投資利益又は連結利益として当社連結損益計算書に寄与するものであり、連結1株当たり当期純利益（EPS）は、本戦略の実行に伴うM&A対象会社の利益寄与開始後速やかに改善する見込みであります。
- (エ) 本第三者割当増資は、(a)会社法第199条第3項に基づく株主総会決議、(b)上場規程第432条に基づく本株主意思確認決議、並びに(c)特定引受人への募集株式の割当てに係る株主総会決議を、それぞれ前提条件としており、既存株主の皆様を直接確認する手続が確保されております。
- (オ) 割当予定先は、本新株式について6か月間のロックアップを受諾しており、かつ、中長期保有方針を表明しているため、本第三者割当増資の実行後における短期的な市場売却による当社株価への影響は限定的であります。

(カ) 当社は、本件の希薄化規模の合理性の検証のため、本第三者算定機関による本株式価値算定書、独立した法務アドバイザーによる法的助言、並びに監査等委員会の適法性意見を取得しており、また、本臨時株主総会における株主総会決議の取得を本件の前提条件としていることから、手続上の公正性が十分に確保されております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行する新株式数45,000,000株に係る議決権数は450,000個であり、当社の総議決権数203,065個（2026年5月8日現在）に占める割合が221.60%となります。

したがって、25%以上の希薄化が生じ、支配株主の異動が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
株式会社コンヴァノ	東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビル5棟 B3F			45,000,000	68.91
新沼 吾史	東京都中野区	1,500,000	7.39	1,500,000	2.30
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目6番21号	915,800	4.51	915,800	1.40
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	783,000	3.86	783,000	1.20
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	366,900	1.81	366,900	0.56
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号	279,000	1.37	279,000	0.43
後藤 みどり	愛知県名古屋市長区	250,500	1.23	250,500	0.38
水上 広志	愛知県名古屋市長区	250,000	1.23	250,000	0.38
黒木 紀光	大阪府大阪市北区	240,000	1.18	240,000	0.37
桜井 翔太	東京都新宿区	190,000	0.94	190,000	0.29
計		4,775,200	23.52	49,775,200	76.22

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年5月8日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年5月8日現在の議決権総数に、本第三者割当増資により増加する議決権の数450,000個を加えた数を分母として算定しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

前記「1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」に記載のとおりであります。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当増資により発行される本新株式数は45,000,000株（議決権数450,000個）であり、2026年5月8日現在の当社発行済株式総数20,313,200株（自己株式33株を含みます。以下同じ。）に対して221.53%、同日現在の当社議決権総数203,065個（自己株式33株及び単元未満株式6,667株を除く20,306,500株を1単元100株で除した数）に対して221.60%の割合に相当します。

しかしながら、前記「3 発行条件に関する事項（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、当社は、以下の(ア)ないし(カ)の各事情を総合的に勘案し、本件の希薄化規模は、当社及び既存株主の皆様の中長期的な利益に照らして合理的な範囲内にあるものと判断しております。

- (ア) 本発行価額（20円）は、前記（1）記載のとおり、当社の置かれた状況下において、割当予定先が負担する多重的なリスクに対する経済的合理性を確保する観点から、やむを得ないディスカウント水準として決定されたものであります。当社が必要とする調達額（9億円）を確保するためには、本発行価額に対応する発行数量（45,000,000株）の発行が必要となります。
- (イ) 本第三者割当増資の主たる目的は、改善期間満了日までに上場維持基準（時価総額基準）への適合を実現し、既存株主の皆様が上場廃止リスクに起因して被る経済的不利益を回避することにあります。本件を実行しない場合に既存株主の皆様が被る経済的不利益（上場廃止リスク）は、本件による希薄化により既存株主の皆様が被る経済的不利益を相当程度上回るものと評価されます。
- (ウ) 本件を通じて調達する資金を原資として実行するヘルスケア領域のM&A及び事業投資は、取得後速やかに持分法による投資利益又は連結利益として当社連結損益計算書に寄与するものであり、連結1株当たり当期純利益（EPS）は、本戦略の実行に伴うM&A対象会社の利益寄与開始後速やかに改善する見込みであります。
- (エ) 本第三者割当増資は、(a)会社法第199条第3項に基づく株主総会決議、(b)上場規程第432条に基づく本株主意思確認決議、並びに(c)特定引受人への募集株式の割当てに係る株主総会決議を、それぞれ前提条件としており、既存株主の皆様の意思を直接確認する手続が確保されております。
- (オ) 割当予定先は、本新株式について6か月間のロックアップを受諾しており、かつ、中長期保有方針を表明しているため、本第三者割当増資の実行後における短期的な市場売却による当社株価への影響は限定的であります。
- (カ) 当社は、本件の希薄化規模の合理性の検証のため、本第三者算定機関による本株式価値算定書、独立した法務アドバイザーによる法的助言、並びに監査等委員会の適法性意見を取得しており、また、本臨時株主総会における株主総会決議の取得を本件の前提条件としていることから、手続上の公正性が十分に確保されております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資に係る希薄化率は221.53%であり、また、支配株主の異動を伴うことから、上場規程第432条に基づき、(i)経営者から一定程度独立した者による当該割当増資の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は、(ii)当該割当増資に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかを実施する必要があります。

当社は、本件の重要性及び希薄化の規模に鑑み、上記(i)及び(ii)の選択肢のうち、既存株主の皆様による直接的な意思確認の手続が確保される(ii)の株主意思確認手続を採用することがより慎重かつ適切であると判断し、本株主意思確認決議（本臨時株主総会における普通決議）を取得することといたしました。

加えて、本発行価額は会社法第199条第3項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当するため、同法第199条第2項、第201条第1項及び第309条第2項第5号の規定に基づく本臨時株主総会における特別決議（本有利発行議案に係る特別決議）による承認を併せて取得するものであります。また、会社法第206条の2第4項は、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要である旨を規定しておりますが、当社は、当該反対通知の有無にかかわらず、本第三者割当増資に係る募集株式の割当について株主の皆様にご承認を得るため、本臨時株主総会の議案として上程いたします。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第33期）及び半期報告書（第34期中）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された事業等のリスクについて、当該有価証券報告書等提出日以後本有価証券届出書提出日（2026年5月29日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年5月29日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．資本金の増減について

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第33期）に記載の資本金等は、当該有価証券報告書提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年5月29日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年12月23日～ 2026年5月29日 （注）	438,600	20,313,200	16,375	659,375	16,375	1,169,371

（注）新株予約権の行使による増加であります。

3．臨時報告書の提出について

組込書類である第33期有価証券報告書の提出日（2025年12月23日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年5月29日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（2025年12月23日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2025年12月23日開催の当社第33回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年12月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社の将来の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数を42,000,000株から77,000,000株に変更する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、松川裕史、村上嘉浩を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び（賛成の割合）
第1号議案	70,877	6,571	-	(注) 1	可決91.52(%)
第2号議案			-		
松川 裕史	72,388	5,219	-	(注) 2	可決93.28(%)
村上 嘉浩	71,916	5,691	-		可決92.67(%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(2026年1月22日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2026年1月22日開催の取締役会において、ウェルネスモアラボラトリーズ株式会社が当社に対して発行している転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使および同社株主より同社株式100株を譲り受けることで、全株式を取得し、同社の完全子会社化を前提とした手続きを進めることについて、決議いたしました。当該株式取得は、特定子会社の異動を伴う子会社取得に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : ウェルネスモアラボラトリーズ株式会社

住所 : 東京都渋谷区本町一丁目20番2号

代表者の氏名 : 代表取締役 佐野 雄大

資本金の額 : 100万円

事業の内容 : 健康食品・化粧品等の企画、製造、販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : -

異動後 : 51個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : -

異動後 : 100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社は2026年1月22日の取締役会において、ウェルネスモアラボラトリーズ株式会社の全株式を取得し、完全子会社化することを前提とした手続きを進めることについて決議いたしました。当該子会社の売上高の総額が当社の売上高の総額の100分の10以上に相当する見込みであるため、同社は当社の特定子会社に該当することになります。

異動の年月日：2026年3月（予定）

(2026年2月12日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2026年2月12日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

転換社債償還損の計上（連結・個別）

2021年4月28日に発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還に伴い、36百万円を特別損失として計上いたしました。

貸倒引当金繰入額の計上（個別）

当社連結子会社であるアクセルメディカ株式会社に対する貸付金について、回収可能性を慎重に検討した結果、貸倒引当金繰入額25百万円を特別損失に計上いたしました。

なお、本件、貸倒引当金繰入額の計上に関しては、連結決算においては相殺消去されるため、連結業績への影響はございません。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2026年9月期の連結及び個別決算において、下記のとおり特別損失として計上いたしました。

転換社債償還損 36百万円（連結及び個別）

貸倒引当金繰入額 25百万円（個別）

(2026年3月13日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は2026年3月13日付の取締役会において、スパイラルセンス株式会社の全株式を譲渡することについて決議いたしました。本株式譲渡により、同社は当社の特定子会社に該当しなくなるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：スパイラルセンス株式会社

住所：東京都千代田区九段南二丁目5番1号

代表者の氏名：代表取締役 小林 俊夫

資本金の額：850万円

事業の内容：ゲーム・開発、XR開発、WEB製作 / システム製作

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：425個

異動後：-

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100%

異動後：-

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社は、スパイラルセンス株式会社の今後の事業展開および当社グループにおける事業ポートフォリオの位置付けについて総合的に検討を行った結果、当社が保有する同社株式の全てを譲渡することが、当社グループの経営資源の最適配分および企業価値の最大化につながるものと判断いたしました。本株式譲渡によりスパイラルセンス社が新たな環境のもとで事業展開を進めることは、同社および当社グループ双方にとって最良の選択であると考えております。

異動の年月日：2026年3月31日（予定）

（2026年3月13日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は2026年3月13日付の取締役会において、ウェルネスモアラボラトリーズ株式会社の全株式を譲渡することについて決議いたしました。本株式譲渡により、同社は当社の特定子会社に該当しなくなるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：ウェルネスモアラボラトリーズ株式会社

住所：東京都渋谷区本町一丁目20番2号

代表者の氏名：代表取締役 佐野 雄大

資本金の額：2,600万円

事業の内容：健康食品・化粧品等の企画、製造、販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：51個

異動後：-

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100%

異動後：-

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社は、ウェルネスモアラボラトリーズ株式会社につきまして、当社グループの中核事業とのシナジーが限定的であるものの、取得時点においては、同社が属する市場の成長性や事業環境を踏まえ、中長期的な事業拡大が期待できるものと判断し株式取得を実行いたしました。

しかしながら、株式取得後に事業計画の詳細な精査を進める中で、当初想定していた成長の実現可能性については不確実性があることを認識いたしました。このような状況を踏まえ、同社の今後の事業展開および当社グループの事業ポートフォリオ並びに経営資源の配分方針の観点から総合的に検討した結果、当社が保有する同社株式を譲渡することが最適であると判断いたしました。

異動の年月日：2026年3月13日

(2026年5月14日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2026年5月14日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

子会社株式売却損の計上（個別）

2026年3月31日付で当社連結子会社であるスパイラルセンス株式会社の全株式を譲渡したことに伴い、子会社株式売却損37百万円を特別損失として計上いたしました。

貸倒引当金繰入額の計上（連結・個別）

スパイラルセンス株式会社に対する貸付金について、回収可能性を慎重に検討した結果、貸倒引当金繰入額30百万円を特別損失として計上いたしました。

貸倒引当金繰入額の計上（連結・個別）

ウェルネスモアラボラトリーズ株式会社及び同社代表取締役に対する貸付金について、回収可能性を慎重に検討した結果、貸倒引当金繰入額64百万円を特別損失として計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2026年9月期の連結及び個別決算において、下記のとおり営業外費用及び特別損失として計上いたしました。

子会社株式売却損 37百万円（個別）

貸倒引当金繰入額 94百万円（連結及び個別）

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 2024年10月1日 至 2025年9月30日	2025年12月23日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第34期中)	自 2025年10月1日 至 2026年3月31日	2026年5月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年12月23日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堤 康

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクセルマーク株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

（継続企業の前提に関する事項）に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

- （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2025年10月30日付の取締役会において、Cantor Fitzgerald Europeを割当予定先とする第31回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び第32回新株予約権の発行を行うことを決議している。また、これに伴い、第23回新株予約権及び第30回新株予約権の行使価額が調整されている。
- （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2021年4月28日に株式会社ウィズ・パートナーズが業務執行組合員を務めるウィズAIoT エポリューションファンド投資事業有限責任組合およびTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合を割当先として発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債について、残存する本社債の全部を繰上償還している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎とな

る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アクセルマーク株式会社の2025年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アクセルマーク株式会社が2025年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別し

た内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月23日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堤 康

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクセルマーク株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

（継続企業の前提に関する事項）に記載されているとおり、会社は、当事業年度において重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

- （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2025年10月30日付の取締役会において、Cantor Fitzgerald Europeを割当予定先とする第31回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び第32回新株予約権の発行を行うことを決議している。また、これに伴い、第23回新株予約権及び第30回新株予約権の行使価額が調整されている。
- （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2021年4月28日に株式会社ウィズ・パートナーズが業務執行組合員を務めるウィズAIoT エボリューションファンド投資事業有限責任組合およびTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合を割当先として発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債について、残存する本社債の全部を繰上償還している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計

事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年5月14日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石原鉄也

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 堤 康

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクセルマーク株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

（継続企業の前提に関する事項）に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当中間連結会計期間においても、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。